

—「信用」と「結束力」で貢献する—

株式会社落合工業所

マージン率及びその他公表事項

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払賃金の割合（マージン率）』を公開する事が義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

下記に当社における 2019 年度の情報提供項目を公開致します。

株式会社落合工業所 本社

〒595-0811 大阪府泉北郡忠岡町忠岡北一丁目 5 番 42 号

派遣対象労働者の数	36 人
派遣先の数	3 社
マージン率	26.5%
労働者派遣料金	¥30,000・（1 日 8 時間当たりの平均）
派遣期間中の 派遣労働者の賃金	¥22,046・（1 日 8 時間当たりの平均）
教育訓練に関する事項	派遣の概要・情報セキュリティ及び 個人情報保護教育・安全衛生教育・マナー

<その他公表事項>

当社は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定を締結しております。

その対象となる派遣労働者の範囲および有効期限の終期は以下の通りになります。

- ★対象となる派遣労働者の範囲 無期雇用派遣労働者
- ★職種（職業安定業務統計 厚生労働省より） 823 機械修理工
- ★有効期限 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで